

# 平成25年度事業計画

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

本年は、昭和43年に社会保険労務士（以下「社労士」という。）法が制定・施行されてから45周年を迎える記念すべき年である。

国内の情勢は、昨年12月に行われた衆議院議員選挙後、新政権の下で日本経済再生のための大規模な経済対策が打ち出されたことにより、景気浮揚への期待が高まるなど、明るい兆候が見られつつある。

一方で、完全失業率は4%台と高止まりの状況が続き、いわゆる非正規雇用も3分の1を超え、特に若年層を中心に好転の兆候がみられず、雇用環境は引き続き厳しい状況が予想されることから、労働・雇用・年金・医療・介護等社会保障制度において国民のセーフティーネットを支える社労士に対する期待は極めて大きなものとなっている。

また、東日本大震災発生から2年が経過したものの、被災地では、復興に向けて継続した支援が必要とされていることから、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）は、被災地の社労士会と連携し、引き続き復興支援活動に取り組む。

本年度は、このような状況の中で、全国社会保険労務士政治連盟との一層の連携強化を図り、第8次社労士法改正の実現を最優先課題として取り組む。

同時に、社会的使命を自覚して、「社会保険労務士倫理綱領」に則って、更なる倫理の涵養に務め、誠実に職務に取り組むとともに、積極的に社会貢献に努め、もって社労士の社会的地位のより一層の向上を図る。

労働条件審査については、社労士による労働条件審査の有用性を中央省庁、地方自治体等に周知し、導入提案を更に推進するとともに、都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）との連携を強化し、より多くの会員が積極的に労働条件審査に携わり、「労働条件審査＝社労士」として定着させるよう一層取り組みを強化する。

平成22年度から開始した成年後見制度への対応については、家庭裁判所から後見人等を受任できる体制作りをさらに前進させるため、平成

25年度から27年度の3カ年を集中取組期間として設定し、都道府県会が、この期間中に「一般社団法人社労士成年後見センター」を設立することを支援する。

なお、電子申請は、社労士にとって今後の1・2号業務の職域を確保するために必要不可欠であることから、電子申請の利用を強力に推進するとともに、厚生労働省等に対して、積極的な提案を行い電子申請のより一層の利便性向上を図る。

日本年金機構より受託した「街角の年金相談センター（オフィスを含む。以下「街角センター」という。）」については、本年度末をもって業務受託契約が終了することから、来年度以降の受託について同機構等と鋭意協議を行うとともに、国民からの信頼に応えられるよう相談員の資質向上のための研修の充実を図り、受託継続へ向けての環境整備を行う。

上記のほか、社会情勢等の変化により、社労士制度発展に密接に関係する事案が発生した場合には積極的に対応する。

## I. 社労士法改正に関する事業

第8次法改正については、個別労働関係紛争に関する未然防止から解決まで、すべての場面で社労士の知見が活用できるよう、民間型裁判外紛争解決手続（民間型ADR）における紛争目的価額の制限撤廃と司法型裁判外紛争解決手続（司法型ADR）における代理権及び裁判所における出廷陳述権の獲得に重点を置く。

具体的には、以下の4項目について社労士法の改正を目指し、全国社会保険労務士政治連盟との連携を図りながら全力で取り組む。

### 1. 紛争解決手続代理業務の拡大－民間型ADRをより使いやすいものにするために

民間型ADRである「社労士会労働紛争解決センター」（以下「解決センター」という。）において、現行法では紛争目的価額が60万円を超える場合には、弁護士と共同受任するよう定められている。この規制を撤廃し、紛争目的価額の多少にかかわらず、特定社労士が単独で紛争解決手続代理業務をできるようにすること

### 2. 司法型ADRにおける代理業務の追加

特定社労士が、個別労働関係紛争について、司法型ADRである簡易裁判所における民事調停の代理ができること

### 3. 社労士の専門家としての能力発揮を実現するための業務の追加

社労士法に定める社労士の業務に関する事項について、裁判所において、補佐人として、代理人である弁護士とともに出頭し、陳述することができること

### 4. 社労士制度の信頼を高めるための改善

- (1) 社労士法人制度の改善
- (2) 社労士証票の更新制度の創設

引き続き都道府県会と連携しながら、解決センターによる紛争解決機関としての実績、特定社労士による紛争解決手続の代理人としての実績並びに民事調停委員及び司法委員としての実績を重ねる。

また、紛争の未然防止及び円満解決に資する相談指導の能力向上のための取り組みを推進する。このことにより、社労士が個別労働関係紛争に関する国民の法的利便性の向上に寄与していることを示す。

## II. 社労士制度推進に関する事業

労働及び社会保険に関する法令を担う唯一の国家資格者として、広く国民生活の向上に貢献するとともに、社労士業務の拡充・改善及び制度のさらなる発展のため、以下の事業を行う。

### 1. 社労士会労働紛争解決センターに関する事業

- (1) 解決センターの利用促進を図り実績を作るため、引き続き統一の電話番号を活用し、法テラス等関係機関の協力を得て行う広報、各センター間におけるインターネットを活用した利用促進の取り組み事例等の情報共有及び情報交換を図り、総合労働相談所との連携、特定社労士が紛争解決手続の実務を適切に行うための業務研修等に関する諸施策を実施する。
- (2) 解決センターが早期に全都道府県会に設置されるよう、未設置会の実情に応じた情報の提供及び協力を行う。

### 2. 労働条件審査の推進に関する事業

- (1) 都道府県会が、地方自治体に社労士による労働条件審査の導入提案を行うための協力を行うとともに、社労士の労働条件審査への取り組みを地方自治体の関係者等に広く周知する。
- (2) 中央省庁に対し、労働条件審査の有用性を周知し、導入提案を積極的に行う。
- (3) 労働条件審査を社労士の業務として確立するため、労働条件審査の業務にあたる社労士を支援するための資料等を提供する。

### 3. 中小企業支援に関する事業

- (1) 中小企業の指導、相談対応を行う中で、人事労務管理に関するニーズが高まっていることから、都道府県会が中小企業支援を行うための窓口「社労士会中小企業経営労務支援センター」を開設するための協力を行う。
- (2) 厚生労働省、中小企業庁等が実施する中小企業支援に関する行政施策における社労士の活用を促進するための取り組みを行う。

### 4. 業務侵害行為の防止対策に関する事業

社労士法に違反する業務侵害行為に対しては、常に情報収集を行い、都道府県会と連携し、厳正かつ適切に対処する。

## **5. 電子申請に関する事業**

- (1) 労働保険年度更新及び社会保険算定基礎届の時期に加え、被保険者資格取得・喪失届の申請の多い年度末にヘルプデスクを設置して、社労士のみ認められた申請方法等に関する照会に適宜対応する。さらには、都道府県会と連携して、電子申請の必要性をアピールする。
- (2) 電子申請の利便性をさらに向上させるため、厚生労働省及び総務省等との定期協議など、あらゆる機会を捉えて、e-Gov 及び労働社会保険の各システムの改良並びに運用面の改善等も要請する。
- (3) 「月刊社労士」や連合会ホームページにおいて電子申請の必要性及び電子証明書に関する広報等を積極的に展開するとともに、電子証明書に関する事務を適正に行う。
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆるマイナンバー法）案は、電子申請を含む提出代行や電子証明書のあり方など、社労士制度全体に影響が及ぶ可能性があることから、調査及び検討を行う。

## **6. 社労士制度創設 45 周年記念に関する事業**

本年 12 月 2 日に社労士法施行 45 周年を迎えることを記念し、社労士制度のより一層の周知を図ることを目的として、人事・労務管理制度に関連したテーマによるシンポジウムを行うとともに、制度発展に尽くした功労者に対する表彰を行う。

## **7. 社労士総研に関する事業**

- (1) 研究事業の成果を社労士の業務に反映させるための施策を講じるとともに、その成果を企業、行政機関等に向けて広く発信する。また、社労士の専門性を活かすための「経営労務監査」等の技法に関する研究を進める。
- (2) 調査研究事業として、「社労士政策モニター制度」を通じ、社労士制度推進のために必要な情報収集、調査・分析等を行い、会員のニーズを的確に把握し施策に反映させる。
- (3) 研究事業及び研修、広報等の事業において、「社労士講師団」を積極的に活用するとともに、都道府県会の事業に活用できる情報提供策を検討する。

## **8. 社労士個人情報保護事務所（SRP）認証の推進に関する事業**

社労士事務所及び社労士法人が、個人情報保護について、より一層顧問先事業所等の信頼を得るため、SRP 認証の取得及び更新の促進策を検討、実施する。

## **9. 政府・行政機関等への提言に関する事業**

労働・雇用・年金・医療・介護等社会保障に関する我が国の今日的課題は、社労士の専門分野であるので、社労士の業務を通じて得られた労働社会保険業務の運営の改善等に関する意見について、国民の視点に立って提言を行うとともに、政府が実施する政策に対し、連合会の見解の表明等を行う。

## **10. 関係団体との交流に関する事業**

社労士制度に対する理解と協力を得るため、労使関係団体及び士業関係団体等と積極的に交流を行う。

### Ⅲ. 資質向上に関する事業

社労士の専門家として必要な業務遂行能力を習得することを目的とした体系的な研修を実施するため、以下の事業を行う。

#### 1. 体系的研修の実施に関する事業

- (1) 社労士研修プログラムにより体系化された分野別研修、社労士業務にとって重要な法令の制定及び改定についての情報提供を目的とした研修など、社労士業務に直結する若しくは新たに関与する分野に係る、社労士業務の向上に必要な研修を、eラーニング等のマルチメディアを活用して実施する。
- (2) 社労士が専門家として国民から信頼を得るためには、登録入会の時点で、一定水準の知識を習得していることが必要であることから、労働社会保険関係事務指定講習の改善を図るとともに、社労士修習制度（登録前研修）の実現に向けた具体的な検討を行う。
- (3) 大学院との連携により、社労士業務に関する分野における学術的な見識を高め、社労士の社会的評価をより一層向上させるため、各地域協議会及び都道府県会において実施する大学院への推薦制度等について情報提供等必要な支援を行い、入学希望者の利便に供する。

#### 2. 地域協議会及び都道府県会が実施する研修に関する事業

- (1) 社労士としての職業倫理の徹底を図るため義務研修として実施する倫理研修について、倫理研修実施計画の策定、研修用教材の提供などにより都道府県会と協力して実施する。
- (2) 基礎研修、分野別研修についての情報等を積極的に提供し、地域協議会及び都道府県会の研修の実施に協力する。

## IV. 広報に関する事業

社労士制度を広く周知し、国民にその有用性について理解の促進を図るとともに、斯業発展のため、様々な角度から広報事業に取り組む。

### 1. 恒常的な広報に関する事業

社労士制度を効果的に国民に周知するため、社労士の取り組みを紹介するポスター等を行政機関及び経営者団体の拠点等において、恒常的に掲出するための支援を行うほか、都道府県会による広報活動支援及び会員の顧問先獲得等を目的として、業務リーフレット等の作製、提供・頒布を行う。また「月刊社労士」及び連合会ホームページの拡充を行う。

### 2. 年度ごとの広報に関する事業

平成 25 年 10 月の「社労士制度推進月間」に、都道府県会において「無料相談会」、「社労士会セミナー」等を開催する際の支援を行う。また、「社労士会シンポジウム」を開催し、国民へ社労士制度の周知を図る。

### 3. 関係機関等との連携による広報に関する事業

中小企業庁及び日本政策金融公庫のほか、報道機関、労使関係団体等の関係機関と相互に連携し、社労士の活動に関する広報の協力を求めるとともに、関係機関の報道及び広報への協力を行う。



## V. 社会貢献に関する事業

社労士としての社会的貢献を果たすため、以下の事業を行う。

### 1. 災害復興に関する事業

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による被災地域の復興支援に資するため、都道府県会の協力を得て、無料相談等の実施、都道府県会及び厚生労働省等が実施する災害対策事業への協力を行う。

### 2. 街角の年金相談センター運営に関する事業

- (1) 国民からの信頼に応えられるよう相談員の資質の向上を図るための研修を充実させ、引き続き対面による年金相談の質の向上に努める。
- (2) 社労士による年金相談の有用性を広く周知させるとともに、街角センターの設置場所の見直し及び新設につき日本年金機構と協議を行い、引き続き未設置県への街角センター設置拡充を図る。
- (3) 本年度が日本年金機構との業務受託契約の最終年度となるため、平成 26 年度以降の業務受託について、日本年金機構及び厚生労働省等と協議を行い、連合会運営による街角センターを継続して実施できるよう取り組む。

### 3. 学校教育への社労士の活用に関する事業

- (1) 前年度までに都道府県会が実施した学校教育の実施状況を取りまとめ、その活動を広く国民に周知する。
- (2) 厚生労働省「社会保障教育に関する検討会」の検討状況を注視し、厚生労働省及び文部科学省との連携を図るとともに、学校教育の場に社労士を講師として派遣し活用を図るよう、都道府県会と連携し国及び地方自治体等の関係者に引き続き要請していく。
- (3) 都道府県会の希望に応じ、連合会作成のテキスト「知っておきたい働くときの基礎知識」を引き続き提供していくとともに、小学校、中学校、高等学校、大学の各段階に応じた学校教育のあり方について検討を進める。

#### **4. 成年後見制度への対応に関する事業**

成年後見制度への対応については、平成 22 年度から事業を開始し、24 年度には都道府県会に「成年後見人養成研修テキスト」の無償配布等を行ったが、すでに 30 時間以上の養成研修を実施し、家庭裁判所等への働きかけを始めている都道府県会も出始めている状況にある。

こうした状況を踏まえ、平成 25 年度から 27 年度の 3 カ年を集中取組期間として設定し、都道府県会による「一般社団法人社労士成年後見センター」の設立を支援するため、「成年後見センター設立支援助成金」制度を新設する。

併せて、養成研修テキストの都道府県会への無償配布を継続実施するとともに、研修の講義ビデオ、業務推進マニュアル第 2 版の作成、連合会ホームページ・「月刊社労士」を活用した会員及び国民向けの情報発信などの諸事業を実施し、都道府県会の活動を強力に支援する。

#### **5. 日本司法支援センター（法テラス）への協力に関する事業**

日本司法支援センター（法テラス）の事業において、社労士の専門分野については、解決センター及び総合労働相談所を紹介できるような情報提供を行う。

#### **6. 国際活動に関する事業**

- (1) 韓国公認労務士会との交流協定書に基づき、定期的な情報交換を行うとともに、双方の制度の発展に寄与すべく、協力関係の強化を図る。
- (2) インドネシア共和国政府労働移住省・国家資格庁等と交流を深め、同国における社労士制度構築の実現のため、必要な支援を行う。
- (3) 昨年度に引き続き、中華人民共和国人力資源和社会保障部及び中国人民大学、北京大学等との交流を深め、中国における社労士制度構築の検討について、必要な支援を検討する。
- (4) 厚生労働省、ILO、JICA 等の協力を得て、これまで関係を深めてきた東南アジア諸国とのより一層の関係強化を図るため、必要な情報収集を行う。

## VI. 行政機関等との連携に関する事業

労働社会保険に関する諸問題について、行政機関等と連携・協力し、国民の期待に応えるため、以下の事業を行う。

### 1. 厚生労働省との連携に関する事業

厚生労働省の委託事業のうち、社労士の専門性を活かすことのできる事業については、厚生労働省と連携して積極的に実施する。

### 2. 日本年金機構及び全国健康保険協会との連携に関する事業

- (1) 日本年金機構本部及び全国健康保険協会本部との定例協議を通じて、社労士業務改善に積極的に取り組む。
- (2) 日本年金機構本部との定例会議を通じて、都道府県会が実施する年金事務所等における年金相談業務において、年金額試算を含んだ一般年金相談業務が可能な相談員の育成への協力要請をするとともに、街角センターの円滑な運営を図る。
- (3) 都道府県会が実施する健康保険に関する相談業務の円滑な運営を支援するため、全国健康保険協会本部と必要に応じ協議を行う。

### 3. 総務省への協力に関する事業

- (1) 社労士の専門性を活かし、年金に対する国民からの信頼回復に資するため、引き続き、総務省に設置されている年金記録確認第三者委員会の運営に協力する。
- (2) 総務大臣が委嘱する行政相談委員について、多くの社労士が委嘱されるよう、都道府県会と連携し対応する。

### 4. 中小企業庁・日本政策金融公庫等との連携に関する事業

社労士による中小企業支援を展開するため、中小企業庁・日本政策金融公庫等と連携するとともに、都道府県会の協力を得て、必要な施策を実施する。

### 5. 法務省との連携に関する事業

平成 24 年度に引き続き、法務省が業務の民間委託を行う際に労働条件審査を入札要件とする際には、都道府県会と連携し対応する。

## 6. 国土交通省、農林水産省への協力に関する事業

- (1) 国土交通省が推進する建設業の社会保険未加入問題への取り組みについて、都道府県会と連携し積極的に協力する。
- (2) 農林水産省が実施する社労士業務に関連する事業について、積極的に協力する。

## **VII. 各種事業**

上記 I ～VIの各事業に加えて、社労士制度発展に必要な以下の各事業を行う。

### **1. 登録等に関する事業**

社労士の登録事務、紛争解決手続代理業務の付記登録事務及び社労士法人の届出事務等を都道府県会の協力を得て、適正に実施する。

### **2. 社労士試験事務等の実施に関する事業**

- (1) 社労士試験、特別研修及び紛争解決手続代理業務試験に関する事業を都道府県会の協力を得て、適正に実施する。
- (2) 紛争解決手続代理業務試験に向けて、特別研修修了者等を対象にした研修を都道府県会が自主的に実施できるように、教材の提供等について支援を行う。

### **3. 試験科目免除等の講習に関する事業**

- (1) 社労士試験に関する試験科目免除のための社労士試験試験科目免除指定講習を適正に実施する。
- (2) 社労士となるために必要な2年の実務経験に代わる労働社会保険諸法令関係事務指定講習を適正に実施する。また、同講習の見直しについて引き続き具体的な検討を進める。

### **4. 社会保険労務士賠償責任保険等に関する事業**

- (1) 社会保険労務士賠償責任保険について、社労士制度への信頼をより高めるため、開業社労士及び法人社員の全員加入に向けて、都道府県会の協力を得て、一層の加入推進への取り組みを行うとともに、非開業社労士向け保険においても、引き続き周知に努めることとする。
- (2) 保険事故未然防止のため、都道府県会の実施する研修において、引受保険会社の協力のもと、過去の保険事故事例の内容を分析した資料をもとに事例研修を実施する等の方策を講ずる。

## **5. 都道府県会の事務局体制の整備に関する事業**

都道府県会の事務局体制の充実強化のため、引き続き小規模県会に対する支援を行う。

## **6. 出版・頒布に関する事業**

社会保険労務六法、社労士法詳解、社会保険労務ハンドブック、実務相談及び社労士手帳等、社労士の業務に役立つ書籍を出版・頒布するとともに、既存書籍及び新規書籍のあり方について検討を進める。

## **7. 福利厚生に関する事業**

全国社会保険労務士会連合会共済会において、必要に応じ、既存商品の見直しや商品の追加等の検討を行うなど、福利厚生制度の充実強化を図るため、都道府県会の協力を得て、積極的に事業を推進する。

## **8. 全国社会保険労務士厚生年金基金及び全国社会保険労務士国民年金基金への協力に関する事業**

- (1) 全国社会保険労務士厚生年金基金については、平成 24 年 11 月 28 日に開催された第 55 回代議員会において、「解散の方向性」が議決されたことから、その方向性に沿うよう協力する。
- (2) 全国社会保険労務士国民年金基金については、引き続き、安定した運営が図られるよう、都道府県会とともに加入促進等に協力する。

## **9. SR 経営労務センターの協力等に関する事業**

SR 経営労務センターの事業の発展に協力していくとともに、全都道府県に SR 経営労務センターが設置されるよう、引き続き未設置県会における設立を積極的に支援する。

## **10. その他の事業**

その他必要に応じ事業を行うこととする。